

超短期所有に係る土地の譲渡等に係る課税土地 譲渡利益金額の合計額の計算に関する明細書

譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算

区分	事業度 事年	期末又は 譲渡直前の 帳簿価額	当期の 保有期間の 月数	②×③	事業度 事年	期末又は 譲渡直前の 帳簿価額	当期の 保有期間の 月数	②×③	事業度 事年	期末又は 譲渡直前の 帳簿価額	当期の 保有期間の 月数	②×③
21	⋮⋮	円	12	円	⋮⋮	円	12	円	⋮⋮	円	12	円
22	⋮⋮		12		⋮⋮		12		⋮⋮		12	
23	⋮⋮		12		⋮⋮		12		⋮⋮		12	
24	⋮⋮		12		⋮⋮		12		⋮⋮		12	
25	⋮⋮		12		⋮⋮		12		⋮⋮		12	
26	⋮⋮		12		⋮⋮		12		⋮⋮		12	
27	⋮⋮		12		⋮⋮		12		⋮⋮		12	
28	合計				合計				合計			

別表三（四）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、平成10年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成10年改正措置法附則第20条第4項（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の廃止に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成10年改正措置法令附則第17条第6項（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の廃止に伴う経過措置）、平成8年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第3項後段（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課される土地等の譲渡利益金額の合計額を計算する場合に記載します。
- 2 「土地の譲渡等の内容1」は、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。
 - (1) 旧措置法第63条の2第1項に規定する土地の譲渡等が、同条第2項第1号に該当する場合
（旧措置法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第1号該当）
 - (2) 旧措置法第63条の2第1項に規定する土地の譲渡等が、平成10年改正前の措置法令第38条の6第1項により読み替えられた措置法令第38条の5第1項各号のいずれかに該当する場合
（旧措置法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第1号該当）
- 3 「実績による負債利子9」及び「実績による販売費及び一般管理費11」の各欄は、直接又は間接に要した経費の額を旧措置法令第38条の6第3項の規定により準用される同令第38条の4第8項（譲渡経費の実額配賦）に規定する実額配賦法によった場合に記載します。
なお、実額配賦法による計算を行った場合には、その計算の明細を別紙として添付して下さい。
- 4 「圧縮額等の損金算入額14」には、旧措置法第63条の2第4項（譲渡利益金額から控除し、又は加算する金額）の規定による損金算入額（その土地等に係る圧縮記帳、特別控除又は特別勘定の金額）を記載します。
- 5 「特別勘定等の益金算入額16」には、旧措置法第63条の2第4項の規定により譲渡利益金額に加算することとされている金額（特別勘定の取崩額又は圧縮記帳の取戻額）を記載しますが、その特別勘定等に係る土地等の譲渡利益金額から控除された金額を限度とします。
なお、「特別勘定等の益金算入額16」がある場合の「圧縮額等の損金算入額14」から「課税土地譲渡利益金額17」までの各欄は、次により記載します。
 - (1) 取得指定期間内に代替資産等を取得したことにより圧縮記帳をするとともに特別勘定を取り崩した場

合には、「14」から「17」までの各欄を記載します。この場合「17」には「16」の金額から「14」の金額を控除した金額を記載しますが、その金額がマイナスとなるときは、0と記載してください。

- (2) 取得指定期間内に代替資産等を取得しなかつたため特別勘定を取り崩した場合には、「16」及び「17」のみ記載し、「14」及び「15」の各欄の記載を要しません。

また、「16」に記載する場合には、「6」から「13」までの各欄の記載を要しません。

- 6 「平成8年1月1日前の課税土地譲渡利益金額の合計額19」及び「平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額20」は、「課税土地譲渡利益金額の合計額18」を「譲渡等の年月日5」に応じて、平成8年1月1日前の土地の譲渡等に係るもの（旧措置法第63条の2第4項の規定による益金算入額（土地等に係る特別勘定の戻入益）で同日前の土地の譲渡等に係るもののが含まれます。）と同日以後の土地の譲渡等に係るものとに区分して記載しますが、当期に同日前にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(A)と同日以後にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(B)とのいずれもあり、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次により記載します。

イ 「18」の金額がAの計に満たない場合（すなわち、Aの計がプラスでBの計がマイナスの場合）

「18」の金額を「平成8年1月1日前の課税土地譲渡利益金額の合計額19」欄に移記します。

ロ 「18」の金額がBの計に満たない場合（すなわち、Bの計がプラスでAの計がマイナスの場合）

「18」の金額を「平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額20」欄に移記します。

- 7 「譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「27」の「②」欄に譲渡直前の土地等の帳簿価額（支払利子の額が含まれている場合は、その額を控除した金額をいいます。以下も同じです。）を記載し、順次直前の事業年度末の帳簿価額を記載していきます。

なお、「負債利子」及び「販売費及び一般管理費」につき実額配賦法による場合には、この欄の記載を要しません。

- (2) 「③」の分子には、譲渡した土地等のその事業年度における保有期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。

なお、保有期間とは、土地等を所有している期間をいい、土地等を取得した事業年度にあっては取得の日から期末までの期間、土地等を譲渡した事業年度にあっては期首から譲渡の日までの期間（土地等の取得の日が譲渡の日を含む事業年度開始の日以後である場合には、取得の日から譲渡の日までの期間）となります。